

令和7年2月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、松山地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和7年1月24日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

松山地裁の職員配置表（支部及び簡裁を含む。）（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和7年1月6日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書には、松山地方裁判所（支部及び簡裁を含む。）に所属する職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）に相当する。このうち国立印刷局編「職員録」に掲載されている情報については、法第5条第1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

(2) これに対し、苦情申出人は、令和6年度（情）答申第25号を指摘した上、本件対象文書の不開示部分は、前記答申の例で不開示とした各執務室等の配置、

形状、規模及び配席に関する情報ではないから、不開示情報ではない旨主張する。しかし、本件において不開示とした情報及び不開示とした理由は、(1)のとおりであり、前記答申で問題となった不開示情報とは、内容も不開示とした理由もそもそも異なるものである。

(3) よって、原判断は相当である。